

「おくやみガイドブック」 を作成しました

ご家族がお亡くなりになると、さまざまな心労が重なるなかで、ご遺族は慣れない各種手続きを行う必要があります。

このようなご遺族の負担を少しでも減らすことができるよう、このたび各種手続きの担当部署や必要書類などをわかりやすくまとめた『おくやみガイドブック』を作成しました。ぜひご活用ください。

冊子及び電子データで配布してい



詳細はこちら
(市ホームページ)



清瀬市 おくやみガイドブック **検索**

ます。冊子をご希望の方は、下記へお越しください。

【配布場所】市民課、松山・野塩出張所 ☎市民課住民係 ☎042-497-2037

先天性風しん症候群発生防止対策事業

風しんの抗体検査と予防接種費用を助成します

風しんに対する十分な免疫のない女性が妊娠中に風しんに感染すると、胎児に先天性の心疾患、白内障、難聴などの疾患(先天性風しん症候群)が生じる恐れがあります。このようなことから、妊娠中の女性は、風しんの予防接種を受けることができません。そのため、妊娠前にあらかじめ風しんの免疫を持つことが重要です。また、妊婦の方が風しんに感染しないよう、家族が免疫を持つことも非常に重要です。

市では、妊婦への感染リスクの軽減を図るため、風しんの抗体検査と予防接種の費用を一部助成します。☎19歳以上で次のいずれかに該当する方。①妊娠を希望する女性。②妊娠を希望する女性の

同居者。③妊婦の同居者
※ただし、風しんを含むワクチンを2回以上接種したことが確認できる方、十分な抗体があるという証明をお持ちの方は対象外。

期令和4年3月31日(木)まで ☎抗体検査は無料、予防接種=1,000円(麻しん・風しん混合ワクチン、または風しん単抗原ワクチン)

☎市内指定医療機関に直接連絡し、予約してください。予約した医療機関には本人確認書類(運転免許証や健康保険証)を持参してください ☎子育て支援課母子保健係 ☎042-497-2077



詳しくはこちら
(市ホームページ)

Kiyose花のある公園プロジェクト

令和2年度の取り組みと今年度のお知らせ

令和2年度は、将来的に公園で行いたいアクティビティを実践するオープンパークを15回開催し、のべ1,500名の方に参加いただきました。

令和3年度もオープンパークなどを開催し、この公園の活用のイメージをみなさまとさらにふくら

ませていく予定です。

現在、公園予定地ではネモフィラやナデシコなどが咲いており、フェイスブックなどで様子を配信しています。

☎水と緑と公園課緑と公園係 ☎042-497-2098



◆アクセス…清瀬駅北口より「志木駅」行きまたは「台田地」行きに乗り、「下戸」バス停下車、徒歩約3分

最新情報を
配信中!



Facebook



instagram

栄養きらりサロン

令和3年度から「いきいきティールーム」が「栄養きらりサロン」に変更となりました。おしゃべりを楽しみながら、栄養や運動について学びませんか。☎市内在住でおおむね65歳以上の方、先着20人 ☎5月14日(金)、6月11日(金)いずれも午後1時30分～3時 ☎消費

生活センター ☎運動を行うため飲み物 ☎☎直接窓口または電話で健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076へ

※当日発熱や風邪症状など体調不良がある場合は、無理せずキャンセルをしていただくようお願いいたします。

児童育成手当の新規申請を受け付け

5月申請分から、令和2年中の所得を対象に審査します。

所得制限限度額(下表参照)超過により、支給対象外となっていた方のうち、令和2年中の所得が所得制限限度額を下回っている方は、新規の申請をしてください。

手当は原則、申請受付日の翌月分から支給します。6月分から支給するためには、5月31日(月)までに申請手続きをしてください。

現在手当を受給されている方は申請の必要はありません。

◆育成手当

☎18歳到達後の最初の年度末に達するまでの児童を養育しており、次のいずれかに該当する方。父子または母子家庭の方、父または母の保護命令や遺棄などの理由により父母以外で児童を養育している方、配偶者が重度の障害を有する方

【支給額】児童1人につき月額13,500円 ☎必要書類 申請者名義の口座のわかるもの(通帳・カードなど)、申請者及び支給対象児童の戸籍謄本(申請日の1か月以内に発行したもの)、申請者の令和3年度課税・非課税証明書または所得証明書(マイナンバーの提供により省略可)、マイナンバーカードまたは写真付きの身分証明書

◆障害手当

☎次のいずれかの程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方。愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～2級程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症

【支給額】児童1人につき月額15,500円 ☎必要書類 申請者名義の口座のわかるもの(通帳・カードなど)、対象児童の身体障害者手帳または愛の手帳の写し、申請者の令和3年度課税・非課税証明書または所得証明書(マイナンバーの提供により省略可)、マイナンバーカードまたは写真付きの身分証明書

☎☎必要書類を持参し、子育て支援課助成係 ☎042-497-2088へ

所得制限限度額表

扶養親族等の人数(人)	所得制限限度額
0	3,604,000円
1	3,984,000円
2	4,364,000円
以後加算(1人につき)	380,000円



詳しくはこちら
(市ホームページ)

消費生活相談の現場から

簡単なもうけ話にご用心
メールで相談に乗るだけで
50万円の報酬

コロナ禍により収入が減った方が増加しています。家に居る時間も長くなり、ネットで副業探をする方も多いたと思いますが、ネット上には副業を探す人を狙った詐欺サイトも多く存在します。センターに寄せられた相談から事例を紹介いたします。

【事例】

スマホで副業サイトを見ていたら、メールで相談に答えるバイトで高額な報酬がもらえる、という案内があったので登録した。すぐに相談が入り、アドバイスをしたところ、相談者から「50万円の報酬が出ている、あなたが受け取れるまで当サイトでサポートをする」、というメールが来た。

その後、受け取りには「副業有償契約」が必要と言われ5,000円を、さらに「新規報酬受け取り費用」、「新規接続設定費用」、「最終入金口座設定費用」などという名目で70,000円を払ってしまった。途中で疑ったが、今までの支払い分は50万円の報酬に上乗せして払うと言われカード決済を続けてしまった。



【アドバイス】

明らかに報酬を餌に、それを受け取るための費用と思わせてお金を払わせる詐欺サイトです。もちろんメールの相談者はサクラです。相談者は当初は50万円の報酬が受け取れることを信じて数回お金を払いましたが、途中で怪しいと思い、サイトとのメールのやり取りをやめました。すると、すかさず今まで払った手数料は報酬に上乗せする、との連絡が来たのでそれならば、と支払いを続けてしまいました。

悪質サイトは消費者にお金を払わせるための手口や仕組みに工夫を凝らしています。相手の言葉を鵜呑みにしないことと、簡単に高額報酬を得られる「おいしい話」はないと考えましょう。

☎消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用)